

第1回議会報告会 総務常任委員会関係

2016.5.15（日）

皆さん、今日は。

平成28年2月26日から3月22日の26日間で行われました、平成28年第1回佐野市議会定例会では、お手元の「議会からこんにちは」の11頁から13頁に示した57議案が議決されました。

総務常任委員会には、12議案が付託され審議しましたが、全12議案が委員会で可決しました。なお、本会議でも全員一致で賛成、可決されました。

この内、議案第9号、10号、11号及び議案第32号について、提案内容、審査について、ご報告申し上げます。

まず、**議案第9号**「佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について」であります。これは、人事院の勧告によりまして**議員、市長、副市長、教育長の期末手当を0.05カ月引き上げる内容で、平成27年12月から適用する改正でありました。**

その引き上げ額は、議員1人当たり年間約3万円、市長7万3,000円、副市長5万6,000円、教育長5万円でございます。

次に、**議案第10号**「佐野市職員の給与に関する条例等の改正について」であります。これも、人事院勧告によりまして市職員の給料を月額0.4%増額、勤勉手当を0.1カ月引き上げる内容で、**市職員1人当たり年間約4万4,000円増額になり、平成27年4月から適用する改正でありました。**

次に、**議案第11号**「佐野市職員の降給に関する条例の制定について」であります。これは、地方公務員法の改正に伴い、職員の身分及び給与を下げる条例を新たに定めたもので、平成28年4月1日より施行されます。

委員会の中で、以下の質疑が交わされました。

委員より、「職員の皆様方というのは、勤務の状況が目に見えにくいところがあるので、人事評価に非常に左右されると思う。充分にその辺を理解することが必要と思うが、いかがか。」との質疑に対し、当局より、「人事評価だけで判断をしていくのかということですが、勤務の状況というものもあります。総合的に加味して判断していかなければならないと思っています。」との答弁がありました。

委員より、「職員の問題だから、市職員労働組合との話はどのように

されてきたか。」との質疑に対し、当局より、「今議会でこういった条例を定めるという話は、市職員労働組合にも2回ほど協議をさせていただいたうえで、了解を得ての、条例の提出となっております。」との答弁がありました。

委員より、「提出された記録や資料の中身が公平・公正でなければならないというのが一番重要になってくると思うが、それが十分に遂行されるということによいか。」との質疑に対し、当局より、「降給・降格・降号についての処分は、提出された書類等についても、真意性というものもあると思いますので、しっかりと調査し、判断しまして、処分については実施していきたいと思います。」との答弁がありました。

ほかに幾つかの質疑がありましたが、質疑を終結し、議案 11 号は採決の結果、原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

次に、**議案第32号** 平成27年度一般会計補正予算（第7号）では、補正額を5億6,447万2千円を追加し、予算額を496億4,954万1千円とするものです。

総務常任委員会の関係部分について、以下の質疑が交わされました。

委員より、「派遣給与等負担金関係で、派遣職員は2名か。」との質疑に対し、当局より、「東日本大震災の関係は2名です。宮城県多賀城市と福島県の南相馬市にそれぞれ1名ずつです。」との答弁がありました。

委員より、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は事業費が確定したからと説明があったが、対策事業とはどういう事業か。」との質疑に対し、当局より、「環境省が所管する補助金を充てる事業で、エネルギー費減、二酸化炭素排出の抑制、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、持続的に利用することができるものと認められるものの開発又は利用のための事業であり、事業実施にあたり必要な経費の一部を補助するものです。」との答弁がありました。

委員より、「東日本大震災に伴う水道事業支援事業費78万2千円の減免分だが、件数の変動はあるか。」との質疑に対し、当局より「今年度は36件です。」との答弁がありました。

ほかに幾つかの質疑がありましたが、議案第32号関係部分は採決の結果、原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。